

平成 27 年

第 1 回大阪広域水道企業団議会
(2 月定例会)

提出議案

(第 1 号議案～第 7 号議案)

目 次

第 1 号議案	大阪広域水道企業団職員の配偶者同行休業に関する条例制定の件・・・・・・	1
第 2 号議案	大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例等一部改正の件	4
第 3 号議案	大阪広域水道企業団水道企業条例一部改正の件・・・・・・・・	7
第 4 号議案	平成 26 年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件・・・・	別冊
第 5 号議案	平成 26 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件	別冊
第 6 号議案	平成 27 年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算の件・・・・	別冊
第 7 号議案	平成 27 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算の件	別冊

第1号議案

大阪広域水道企業団職員の配偶者同行休業に関する条例制定の件

大阪広域水道企業団職員の配偶者同行休業に関する条例を次のように定める。

平成 年 月 日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団職員の配偶者同行休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）、第2項及び第6項から第8項まで並びに同条第11項において準用する法第26条の5第6項の規定に基づき、大阪広域水道企業団の職員（以下「職員」という。）の配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第2条 企業長は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第3条 法第26条の6第1項の条例で定める期間は、3年とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第4条 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（六月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第7条第1号において「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

(1) 外国での勤務

(2) 事業を経営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（前二号に該当するものを除く。）

(配偶者同行休業の承認の申請)

第5条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該期間中外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

2 企業長は、配偶者同行休業の承認の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

（配偶者同行休業の期間の延長）

第6条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第3条に定める期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、企業長に対し、配偶者同行休業の期間の延長の承認を申請することができる。

2 第2条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

（配偶者同行休業の承認の取消事由）

第7条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。
- (2) 配偶者同行休業をしている職員が企業長が別に定める特別休暇を与えられることとなったこと。
- (3) 企業長が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

（届出）

第8条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を企業長に届け出なければならない。

- (1) 配偶者が死亡した場合
- (2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- (3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- (4) 前条第1号に掲げる事由に該当することとなった場合

2 第5条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用）

第9条 企業長は、第2条又は第6条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号のいずれかに掲げる任用を行うことができる。この場

合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について一年を超えて行うことができない。

(1) 申請期間を任用の期間（以下「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用

(2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 企業長は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

3 企業長は、前項の規定により、第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

第2号議案

大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例等一部改正の件

大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 年 月 日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例

(大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第1条 大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例
(平成23年大阪広域水道企業団条例第22号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(管理職員特別勤務手当) 第16条 管理職員特別勤務手当は、第4条第1項に規定する企業長が定める職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は第13条第2項に規定する休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合に当該職員に対して支給する。 2 前項に規定する場合のほか、管理職員特別勤務手当は、第4条第1項に規定する企業長が定める職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に当該職員に対して支給する。	(管理職員特別勤務手当) 第16条 管理職員特別勤務手当は、第4条第1項に規定する企業長が定める職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は第13条第2項に規定する休日等に勤務した場合に当該職員に対して支給する。
(給与の減額) 第20条 (略) 2 (略) 3 職員が高齢者部分休業(当該職員が、大阪広域水道企業団職員の定年等に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例	(給与の減額) 第20条 (略) 2 (略) 3 職員が高齢者部分休業(当該職員が、当該職員に係る定年退職日(大阪広域水道企業団職員の定年等に関する条例(平

<p>例第13号) 第3条に規定する定年から5年を減じた年齢に達する日後の最初の4月1日以後であって企業長が定める日から当該職員に係る定年退職日(同条例第2条に規定する定年退職日をいう。)までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)につき企業長の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間について、勤務1時間当たりの給料及びこれに対する地域手当並びに管理職手当その他企業長が定める手当の合計額を減額する。</p>	<p>成23年大阪広域水道企業団条例第13号) 第2条に規定する定年退職日をいう。以下同じ。)から5年遡った日後の日で、当該職員の申請において示した日からその定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)につき企業長の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間について、勤務1時間当たりの給料及びこれに対する地域手当並びに管理職手当その他企業長が定める手当の合計額を減額する。</p>
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>
<p>第23条 (略)</p>	<p>第23条 (略)</p>
<p>(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)</p>	<p>(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)</p>
<p>第24条 大阪広域水道企業団職員の配偶者同行休業に関する条例(平成27年大阪広域水道企業団条例第号)第2条の規定による承認を受けた職員には、配偶者同行休業(地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。)をしている期間については、給与を支給しない。</p>	<p>第24条 大阪広域水道企業団職員の配偶者同行休業に関する条例(平成27年大阪広域水道企業団条例第号)第2条の規定による承認を受けた職員には、配偶者同行休業(地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。)をしている期間については、給与を支給しない。</p>
<p>第25条—第27条 (略)</p>	<p>第24条—第26条 (略)</p>

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定任期付職員の給与の特例) 第7条 (略) 2 (略) 3 特定任期付職員に対する給与条例第4条第2項及び第16条第1項の規定の適用については、同条例第4条第2項中「企業長が定める職にある職員」とあるのは「企業長が定める職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第11号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条例第16条第1項中「企業長が定める職にある職員」とあるのは「企業長が定める職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>	<p>(特定任期付職員の給与の特例) 第7条 (略) 2 (略) 3 特定任期付職員に対する給与条例第4条第2項及び第16条の規定の適用については、同条例第4条第2項中「企業長が定める職にある職員」とあるのは「企業長が定める職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第11号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条例第16条中「企業長が定める職にある職員」とあるのは「企業長が定める職にある職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>

(大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 大阪広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員) 第2条 (略) (1) 育児休業法第6条第1項又は大阪広域水道企業団職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年大阪広域水道企業団条例第号）第9条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 (2) — (4) (略)</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員) 第8条 (略) (1) 育児休業法第6条第1項又は大阪広域水道企業団職員の配偶者同行休業に関する条例第9条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 (2) (略)</p>	<p>(育児休業をすることができない職員) 第2条 (略) (1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 (2) — (4) (略)</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員) 第8条 (略) (1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 (2) (略)</p>
(人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)	

第4条 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公表) 第2条 (略) (1) — (3) (略) <u>(4) 休業の状況</u> <u>(5) — (9)</u> (略) 2 (略)</p>	<p>(公表) 第2条 (略) (1) — (3) (略) <u>(4) — (8)</u> (略) 2 (略)</p>

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

第3号議案

大阪広域水道企業団水道企業条例一部改正の件

大阪広域水道企業団水道企業条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 年 月 日提出

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団水道企業条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団水道企業条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(経営の基本)	(経営の基本)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)
(1) (略)	(1) (略)
(2) 工業用水道事業 <u>47万立方メートル</u>	(2) 工業用水道事業 <u>58万立方メートル</u>

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

